

平成 28 年度 第 1 回かすみがうら市地域公共交通会議

日時 平成 28 年 5 月 2 日 (月)

午後 2 時から

場所 かすみがうら市役所

千代田庁舎 2 階 第 1 会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

報告第 1 号 霞ヶ浦広域バス運行事業に関する協定の締結について

報告第 2 号 かすみがうら市地域公共交通再編実施計画策定調査業務に係る
委託事業者の選定について

承認第 1 号 平成 27 年度かすみがうら市地域公共交通会議事業報告について

承認第 2 号 平成 27 年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算報告について

議案第 1 号 平成 28 年度かすみがうら市地域公共交通会議事業計画(案)について

議案第 2 号 平成 28 年度かすみがうら市地域公共交通会議収支予算(案)について

議案第 3 号 かすみがうら市地域公共交通再編実施計画策定調査業務について

4 その他

5 閉会

報告第1号 霞ヶ浦広域バス運行事業に関する協定の締結について

平成27年度第5回かすみがうら市地域公共交通会議（平成28年2月25日開催）において協議した「平成28年度地域公共交通運行計画」のとおり、継続運行する霞ヶ浦広域バスに関する協定を次のとおり関係市等と締結したので報告するものです。

- 霞ヶ浦広域バス運行事業に関する協定書
（報告第1号／別紙のとおり）

写



霞ヶ浦広域バス運行事業に関する協定書

土浦市、かすみがうら市、行方市、かすみがうら市地域公共交通会議及び関鉄グリーンバス株式会社（以下「関鉄グリーンバス」という。）とは、霞ヶ浦広域バス運行事業及びその運行に係る補助の実施について、次のとおり協定を締結し、信義に従い誠実に履行するものとする。

（運行形態）

第1条 かすみがうら市地域公共交通会議は、霞ヶ浦広域バス（以下「広域バス」という。）の運行を関鉄グリーンバスに依頼する。

2 関鉄グリーンバスは、前項の依頼について、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受け実施するものとする。

（事業計画）

第2条 関鉄グリーンバスは、かすみがうら市地域公共交通会議が別に定める霞ヶ浦広域バス運行事業計画（以下「事業計画」という。）に基づき、広域バスを運行するものとする。

2 事業計画の変更を行う場合は、かすみがうら市地域公共交通会議と関鉄グリーンバスが協議のうえ決定するものとし、その準備及び事務手続き等は関鉄グリーンバスが行うものとする。

3 関鉄グリーンバスは、やむを得ない理由により、事業計画に定められた運行ができなくなったときは、速やかにかすみがうら市地域公共交通会議にその旨を連絡するものとし、その対応について、かすみがうら市地域公共交通会議と関鉄グリーンバス協議のうえ決定するものとする。

（運賃）

第3条 運賃は、事業計画に定める金額とする。

（運行事業費に対する補助等）

第4条 土浦市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議は、第2条第1項に規定する運行に必要な事業費に対し、各市内の運行距離に応じ、関鉄グリーンバスに補助金を交付するものとする。

2 前項に規定する補助金の額は、広域バスの運行経費から運行に伴う収入を控除した額とする。ただし、土浦市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議からの当該補助金の合計額は、650万円を限度とし、別に国庫補助金等の収入があるときは、当該収入を控除した額をもって、当該補助金の額とする。

3 かすみがうら市地域公共交通会議及び関鉄グリーンバスは、広域バスの運行に係る国庫補助金等の収入の確保に努めるものとする。

4 補助金の交付に係る手続きについては、それぞれの補助金交付規則等の例によるものとする。

(使用車両等)

第5条 事業計画に基づく広域バスの運行に使用する車両は、かすみがうら市の所有する車両を関鉄グリーンバスに貸与するものとする。ただし、別に定めるかすみがうら市市有自動車使用貸借契約書により、使用貸借契約を締結するものとする。

2 関鉄グリーンバスは、前項に規定する車両が法定点検及び故障等により使用できない場合には代替車両を用意し、運行するものとする。

(運行状況の報告)

第6条 関鉄グリーンバスは、毎月の利用者数、運賃収入、その他広域バスの運行状況について、土浦市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議に報告するものとする。

2 土浦市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議は、必要に応じて関鉄グリーンバスに対し広域バスの運行についての報告を求めることができる。

(第三者に対する損害賠償責任)

第7条 関鉄グリーンバスは、事業の遂行によって第三者に損害を与えたときは一切、自己の責任においてこれを解決し、その損害を賠償するものとし、その内容について速やかに書面により土浦市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議に報告するものとする。

(協定の解除)

第8条 土浦市、かすみがうら市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 関鉄グリーンバスの責めに帰すべき事由により、この協定の履行の見込みが無いと認められるとき。

(2) 関鉄グリーンバスが、この協定の履行にあたり、不正な行為をしたと認められるとき。

2 関鉄グリーンバスは、前項の規定によりこの協定が解除されたときは、土浦市、かすみがうら市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議に対して、その損害の賠償を求めることができない。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項、この協定に関し疑義が生じたとき又は広域バスの運行が変更になる場合は、土浦市、かすみがうら市、行方市、かすみがうら市地域公共交通会議及び関鉄グリーンバスが協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書5通を作成し、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

茨城県土浦市下高津一丁目20番35号
土浦市長 中川清



茨城県行方市麻生1561番地9
行方市長 鈴木周也



茨城県かすみがうら市上土田461番地
かすみがうら市長 坪井透



茨城県かすみがうら市上土田461番地
かすみがうら市地域公共交通会議
会長職務代理者 木村義雄



茨城県石岡市行里川5番18号
関鉄グリーンバス株式会社
代表取締役社長 荒川安男



報告第 2 号 かすみがうら市地域公共交通再編実施計画策定調査業務に係る
委託事業者の選定について

かすみがうら市地域公共交通再編実施計画（以下「再編実施計画」）は、平成 27 年度第 5 回かすみがうら市地域公共交通会議（平成 28 年 2 月 25 日開催）の議決を経て、市が 3 月 15 日に策定した「かすみがうら市地域公共交通網形成計画」（以下「形成計画」）を実現するための実施計画であり、形成計画で定めた再編事業に基づき、運行計画をより具体的に作成するものです。

従いまして、再編実施計画の策定にあたっては、形成計画との整合を図りながら平成 27 年度実施の策定調査業務の分析結果を踏まえ、交通事業者など複数の関係機関との連携調整が要されることから、形成計画策定調査業務の受託業者を当該委託事業者を選定し契約を締結したものです。

○ 契約相手方 … 株式会社アルメック VPI
(東京都新宿区新宿 5 丁目 5 番 3 号)

○ かすみがうら市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託契約書
(報告第 2 号/別紙のとおり)

承認第1号 平成27年度かすみがうら市地域公共交通会議事業報告について

1 会議

- | | | |
|-----|----|---|
| 第1回 | 日時 | 平成27年4月27日(月) |
| | 場所 | かすみがうら市役所 千代田庁舎2階 第1会議室 |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none">・デマンド型乗合タクシーの運行事業者の決定について・霞ヶ浦広域バス運行事業に関する協定の締結について・平成26年度かすみがうら市地域公共交通会議事業報告について・平成26年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算報告について・平成27年度かすみがうら市地域公共交通会議事業計画(案)について・平成27年度かすみがうら市地域公共交通会議収支予算(案)について・かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱の改正について・かすみがうら市地域公共交通網形成計画策定調査業務に係るプロポーザル実施要領(案)について |
| 第2回 | 日時 | 平成27年6月23日(火) |
| | 場所 | かすみがうら市役所 千代田庁舎2階 第1会議室 |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none">・かすみがうら市地域公共交通網形成計画策定調査業務委託事業者選定結果について・霞ヶ浦広域バスの経路及び時刻の変更について・かすみがうら市生活交通確保維持改善計画について・かすみがうら市地域公共交通網形成計画策定調査業務について |
| 第3回 | 日時 | 平成27年9月29日(火) |
| | 場所 | かすみがうら市役所 千代田庁舎2階 第1会議室 |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none">・霞ヶ浦広域バスの経路変更に伴う停留所並びに運行時刻について・かすみがうら市地域公共交通網形成計画策定調査業務について |
| 第4回 | 日時 | 平成27年11月26日(木) |
| | 場所 | かすみがうら市役所 千代田庁舎2階 第1会議室 |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none">・霞ヶ浦広域バスの運行について・かすみがうら市地域公共交通網形成計画(素案)について |
| 第5回 | 日時 | 平成28年2月25日(木) |
| | 場所 | かすみがうら市役所 千代田庁舎2階 第1会議室 |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none">・地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について・霞ヶ浦広域バス及びデマンド型乗合タクシーの運行状況について・平成28年度デマンド型乗合タクシー運行业務委託事業者について・平成28年度地域公共交通運行計画(案)について・かすみがうら市地域公共交通網形成計画(案)について |

2 計画策定

○かすみがうら市地域公共交通網形成計画【平成28年3月15日策定】

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正が平成26年11月20日に施行され、地域公共交通網形成計画の策定が位置づけられ、この計画は地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通システムの在り方、住民・交通事業者・業背の役割を定めるものであり、本市の公共交通に関するマスタープランとして位置づける。

- ・計画期間 平成28年度から平成32年度までの5年間
- ・かすみがうら市地域公共交通網形成計画の区域 かすみがうら市全域
- ・かすみがうら市地域公共交通網形成計画の目標
 - ①中心市街地へのアクセス向上
 - ②郊外の移動手段の確保
 - ③広域連携の推進
 - ④多様な交通機関相互の連携・強化
 - ⑤公共交通を支える体制づくり
- ・再編事業（重点プロジェクト）
 - ①JR神立駅アクセス路線の新設
 - ②デマンド型乗合タクシーの再編
 - ③霞ヶ浦広域バスの拡充
 - ④交通結節機能向上と地域公共交通との連携

3 運行実績

○霞ヶ浦広域バス（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

- ・運行区間 玉造駅～土浦駅西口
- ・運行数 1日5便
- ・運行車両 中型ノンステップバス（31人乗り）
- ・運行事業者 関鉄グリーンバス株式会社
- ・利用者数等

のべ利用者数				1日あたり平均利用者数				運賃収入			
4月分	2,153	10月分	2,434	4月分	71.8	10月分	78.5	4月分	729,291	10月分	807,947
5月分	2,329	11月分	2,230	5月分	75.1	11月分	74.3	5月分	796,384	11月分	754,756
6月分	2,456	12月分	2,329	6月分	81.9	12月分	75.1	6月分	810,137	12月分	774,022
7月分	2,456	1月分	2,007	7月分	79.2	1月分	64.7	7月分	805,014	1月分	680,544
8月分	2,264	2月分	1,976	8月分	73.0	2月分	68.1	8月分	799,244	2月分	616,521
9月分	2,438	3月分	2,459	9月分	81.3	3月分	79.3	9月分	821,603	3月分	792,033
計	27,531人			計	75.2人			計	9,187,496円		

○乗合タクシー（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

・運行日数及び利用者数等

霞ヶ浦地区（運行事業者：有限会社美並タクシー 運行車両：10人乗りワゴン車2台）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
稼働日数（日）	21	18	22	22	19	19	21	19	19	19	20	22	241
運賃（円）	99,400	83,400	99,200	91,000	73,600	78,000	97,800	85,400	97,200	78,600	94,800	89,800	1,068,200
回数券売上収入（円）	122,200	63,900	89,300	92,300	65,100	77,800	96,500	86,800	91,100	81,500	90,900	83,800	1,041,200
のべ利用者数（人）	437	365	441	408	318	348	424	372	424	345	408	391	4,681
1日あたり平均利用者数（人）	20.8	20.3	20.0	18.5	16.7	18.3	20.2	19.6	22.3	18.2	20.4	17.8	19.4

千代田地区（運行事業者：有限会社千代田タクシー 運行車両：10人乗りワゴン車1台）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
稼働日数（日）	21	18	22	22	19	19	21	19	19	19	20	22	241
運賃（円）	78,400	70,400	97,200	94,000	95,200	91,000	110,000	98,000	110,200	109,200	110,000	92,200	1,155,800
回数券売上収入（円）	72,000	62,000	86,000	100,000	70,000	50,000	90,000	148,000	70,000	100,000	79,000	100,000	1,027,000
のべ利用者数（人）	385	318	439	427	446	420	500	456	520	502	520	447	5,380
1日あたり平均利用者数（人）	18.3	17.7	20.0	19.4	23.5	22.1	23.8	24.0	27.4	26.4	26.0	20.3	22.4

承認第2号 平成27年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算報告について

① 収入の部

(単位:円)

款	項	目		決算額	予算額	比較	摘要
1負担金	1負担金	1負担金		24,608,919	29,704,000	△ 5,095,081	H27.5.7 かすみがうら市から交付(34,123,000) H28.4.26かすみがうら市へ返納(△9,514,081)
2国庫補助金	1国庫補助金	1国庫補助金		4,419,000	4,419,000	0	地域公共交通確保維持改善事業補助金 (地域公共交通調査事業)
3繰越金	1繰越金	1繰越金		0	0	0	
4諸収入	1使用料	1使用料		2,080,200	2,889,000	△ 808,800	乗合タクシー回数券売上
	2預金利子	1預金利子		3,927	4,000	△ 73	
	3雑入	1雑入		1,144	0	1,144	スクールパス販売手数料
計				31,113,190	37,016,000	△ 5,902,810	

② 支出の部

(単位:円)

款	項	目	節	決算額	予算額	比較	摘要
1総務費	1総務管理費	1会議費	報償費	360,000	460,000	△ 100,000	委員謝金
			食糧費	22,325	23,000	△ 675	飲料(交通会議) ※予備費から9,000円充用
		2事務費	消耗品費	102,442	103,000	△ 558	乗合タクシーマグネットシート等 ※予備費から3,000円充用
			通信運搬費	9,922	10,000	△ 78	会議通知等
			手数料	28,974	100,000	△ 71,026	振込手数料、回数券払戻し等
2事業費	1事業費	1事業費	人件費	73,122	80,000	△ 6,878	オペレーター3月分賃金 ※予備費から80,000円充用
			備品購入費	54,000	54,000	0	オペレーターツール ※予備費から54,000円充用
			印刷製本費	387,396	400,000	△ 12,604	スクールバスPRチラシ・霞ヶ浦広域バス経路変更チラシ・公共交通利用ガイド
			委託料	28,790,446	34,497,000	△ 5,706,554	乗合タクシー運行事業委託・デマンドシステム管理業務委託・地域公共交通網形成計画策定調査業務委託
			負担金、補助金及び交付金	1,284,563	1,285,000	△ 437	霞ヶ浦広域バス運行事業費補助金
3予備費	1予備費	1予備費	予備費	0	4,000	△ 4,000	146,000円充用
計				31,113,190	37,016,000	△ 5,902,810	

収入合計 31,113,190 円
 支出合計 31,113,190 円
 差引残額 0 円

監査報告書

平成27年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算について、関係帳簿並びに証拠書類に基づき、平成28年4月27日会計監査を実施したところ、決算書のとおり相違なく適正に処理されていることを認める。

平成28年5月2日

かすみがうら市地域公共交通会議

監査員

茨城県ハイヤー・タクシー協会専務理事

鬼沢秀通 

監査員

かすみがうら市区長会長

井坂勝美 

議案第1号 平成28年度かすみがうら市地域公共交通会議事業計画（案）について

月	実施事業
4月	<ul style="list-style-type: none"> *平成27年度決算監査 *地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託契約
5月	<ul style="list-style-type: none"> 《第1回交通会議》 ・平成27年度事業報告・決算 ・平成28年度事業計画・予算 ・地域公共交通再編実施計画策定調査（調査計画案等）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 《第2回交通会議》 ・生活交通確保維持改善計画 [平成29年度(H28.10-H29.9)広域バス運行計画] ・地域公共交通再編実施計画策定調査（事業内容案等）
10月	<ul style="list-style-type: none"> 《第3回交通会議》 ・地域公共交通再編実施計画策定調査（事業費案等）
2月	<ul style="list-style-type: none"> 《第4回交通会議》 ・平成28年度(H27.10-H28.9)地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価 ・平成29年度(H29.4-H30.3)地域公共交通運行計画（案） ・地域公共交通再編実施計画策定調査（事業効果・計画取りまとめ等） <p>*再編事業に向けた公共交通利用促進業務（チラシ作成等）</p>

議案第2号 平成28年度かすみがうら市地域公共交通会議収支予算（案）について

① 収入の部

(単位:円)

款	項	目		本年度予算	前年度予算	比較	摘要
1負担金	1負担金	1負担金		29,852,000	34,123,000	△ 4,271,000	市からの負担金
2国庫補助金	1国庫補助金	1国庫補助金		0	0	0	
3繰越金	1繰越金	1繰越金		0	0	0	
4諸収入	1使用料	1使用料		1,982,000	2,889,000	△ 907,000	乗合タクシー回数券売上
	2預金利子	1預金利子		4,000	4,000	0	
	3雑入	1雑入		0	0	0	
計				31,838,000	37,016,000	△ 5,178,000	

② 支出の部

(単位:円)

款	項	目	節	本年度予算	前年度予算	比較	摘要
1総務費	1総務管理費	1会議費	報償費	368,000	460,000	△ 92,000	委員謝金
			食糧費	8,000	23,000	△ 15,000	飲料(交通会議)
		2事務費	消耗品費	150,000	103,000	47,000	
			通信運搬費	10,000	10,000	0	会議通知等
			手数料	50,000	100,000	△ 50,000	振込手数料、回数券払い戻し
2事業費	1事業費	1事業費	人件費	2,950,000	80,000	2,870,000	オペレーター賃金
			備品購入費	0	54,000	△ 54,000	
			印刷製本費	500,000	400,000	100,000	スクールパスPRチラシ・公共交通利用ガイド等
			役務費	120,000	0	120,000	オペレーター電話料
			委託料	26,306,000	34,497,000	△ 8,191,000	乗合タクシー運行事業委託・オンデマンドシステム管理業務委託・地域公共交通再編実施計画策定委託
			負担金、補助金及び交付金	1,176,000	1,285,000	△ 109,000	霞ヶ浦広域バス運行事業費補助金
3予備費	1予備費	1予備費	予備費	200,000	4,000	196,000	
計				31,838,000	37,016,000	△ 5,178,000	

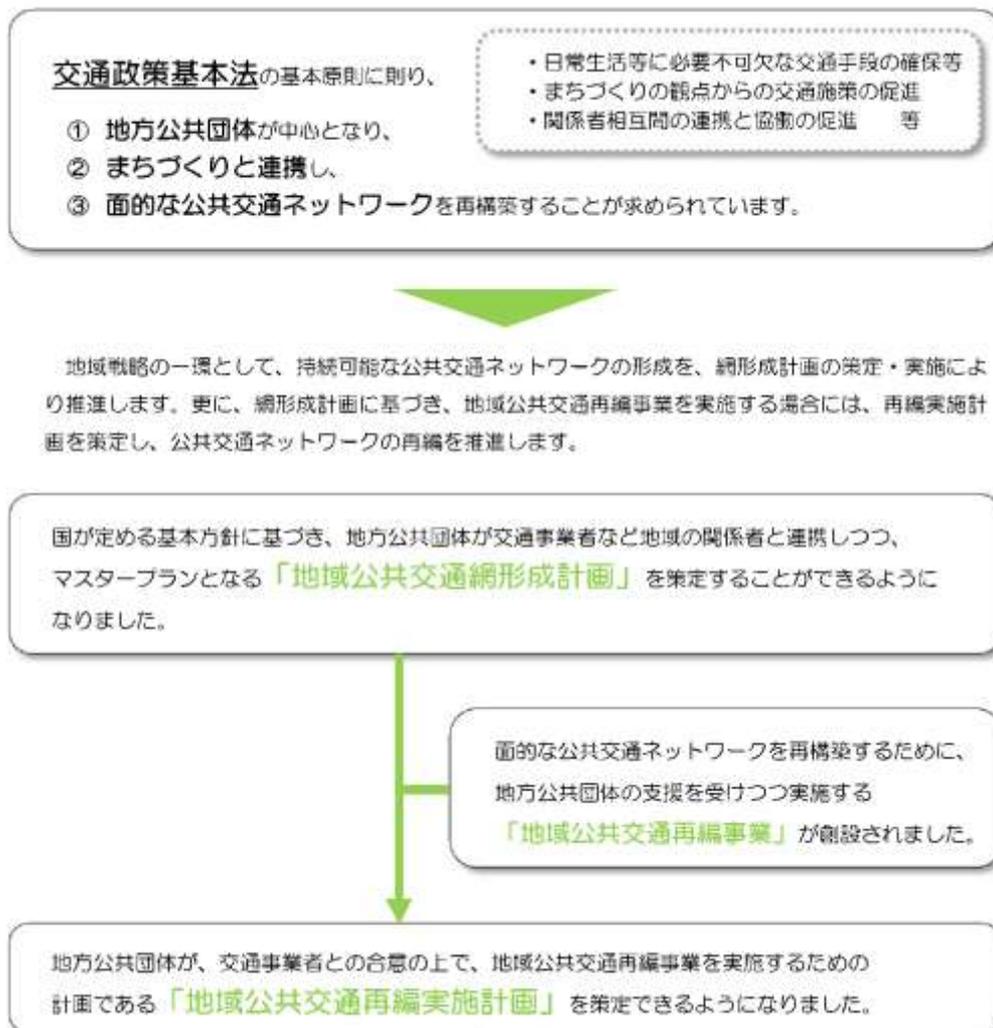
再編実施計画策定に関する調査計画（案）

1. 地域公共交通再編実施計画とは

平成 26 年 11 月、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、活性化再生法）」が改正され、網形成計画の策定ができるようになった。この計画は、地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通の在り方、住民・交通事業者・行政の役割を定めるもので、本市では平成 27 年度に策定している。

同計画に位置づけられている、公共交通ネットワークの利便性及び効率性を向上させつつ、面的な再構築を行う事業について、再編実施計画の策定ができる。本市では網形成計画の継続事業として平成 28 年度に策定する。

「活性化再生法」改正のポイントを以下に示す。



活性化再生法改正のポイント

網形成計画と再編実施計画の概要

網形成計画及び再編実施計画に記載すべき事項は以下のとおりである。

	網形成計画	再編実施計画
概要	「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン」	「マスタープラン（＝網形成計画）」を実現するための実施計画
記載事項	1) 計画の区域及び期間 2) 公共交通の現状及び問題 3) 公共交通の役割と課題 4) 基本方針及び計画目標 5) 目標達成のための施策 6) 推進方策	1) 実施区域 2) 事業の内容・実施主体 3) 地方公共団体による支援の内容 4) 実施予定期間 5) 事業実施に必要な資金の額・調達方法 6) 事業の効果

2. 再編実施計画を策定するメリット

再編実施計画について国土交通大臣の認定を受けることにより、以下のような法制上の措置を受けることが可能となる。

① 手続きのワンストップ化

再編実施計画と個別事業法に基づく事業計画等を、別々に提出する必要がなくなる。

② サービスの持続的な提供

公共交通事業者が正当な理由なく計画に定められた事業を実施していない場合には、国土交通大臣が勧告・命令を行い、事業の確実な実施を担保する。

③ 計画を阻害する行為の防止

再編実施計画の維持が困難となり、かつ、公衆の利便が著しく阻害されるおそれがある場合には、

- i) 再編事業の実施区域では、一般乗合旅客自動車運送事業の許認可が制限される。
- ii) 再編事業の実施区域では、一般乗合旅客自動車運送事業の実施方法の変更を命じることが出来る。

④ 少量貨物の運送

旅客の運送に付随して、少量の貨物を運送することができる。（※自家用有償旅客運送のみ）

⑤ 補助金等の支援

その他、下表のとおり、国の認定を受けた再編実施計画に位置付けられている事業に対する支援を受けることができる。

▼地域公共交通確保維持改善事業における支援内容（平成 28 年度）

項目	従来の支援内容	国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に位置付けられている場合の支援内容（下線部分が充実箇所）
路線バス・デマンド型タクシーの運行	<p>対象系統</p> <p>【地域間幹線系統】</p> <p>① 複数市町村にまたがるもの</p> <p>② 1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの</p> <p>③ 輸送量が15人～150人/日と見込まれるもの</p> <p>【地域内フィーダー系統】</p> <p>① 政令市、中核市、特別区以外において補助対象地域間幹線バス系統を補完するもの又は交通不便地域における移動手段の確保を目的としたもの</p> <p>② 新たに運行を開始するなどの新規性があるもの (補助率：1/2)</p> <p>【共通】</p> <p>車両減価償却費等補助又は公有民営補助 (補助率：1/2)</p>	<p>対象系統</p> <p>【地域間幹線系統】</p> <p>イ. <u>路線再編により、従来の補助対象系統を基幹系統と支線系統に分ける場合の再編後の系統</u></p> <p>⇒ ・①及び③の要件の適用除外</p> <p>・支線系統における小型車両（乗車定員7～10人）の補助対象化</p> <p>ロ. <u>イ.の対象となる系統以外の系統</u></p> <p>⇒ ・③の要件の緩和（最低輸送量：3人/日）</p> <p>・小型車両（乗車定員7～10人）の補助対象化</p> <p>【地域内フィーダー系統】</p> <p>①の要件：<u>政令市、中核市、特別区以外とする地域限定の解除</u></p> <p>②の要件：<u>従前から運行している系統のみなし適合</u> (補助率：1/2)</p> <p>【共通】</p> <p>車両減価償却費等補助、<u>車両購入時一括補助</u>又は公有民営補助 (補助率：1/2)</p>
路線バスからデマンド型タクシーへの転換	—	<p><u>デマンド運行に用いる小型車両（乗車定員7～10人）・セダン型車両（乗車定員6人以下）の補助対象化・購入時一括補助化、予約システムの導入の補助対象化</u> (補助率：1/2)</p>

1. から 3. の出典 : 国土交通省「地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き」(平成 28 年 3 月)

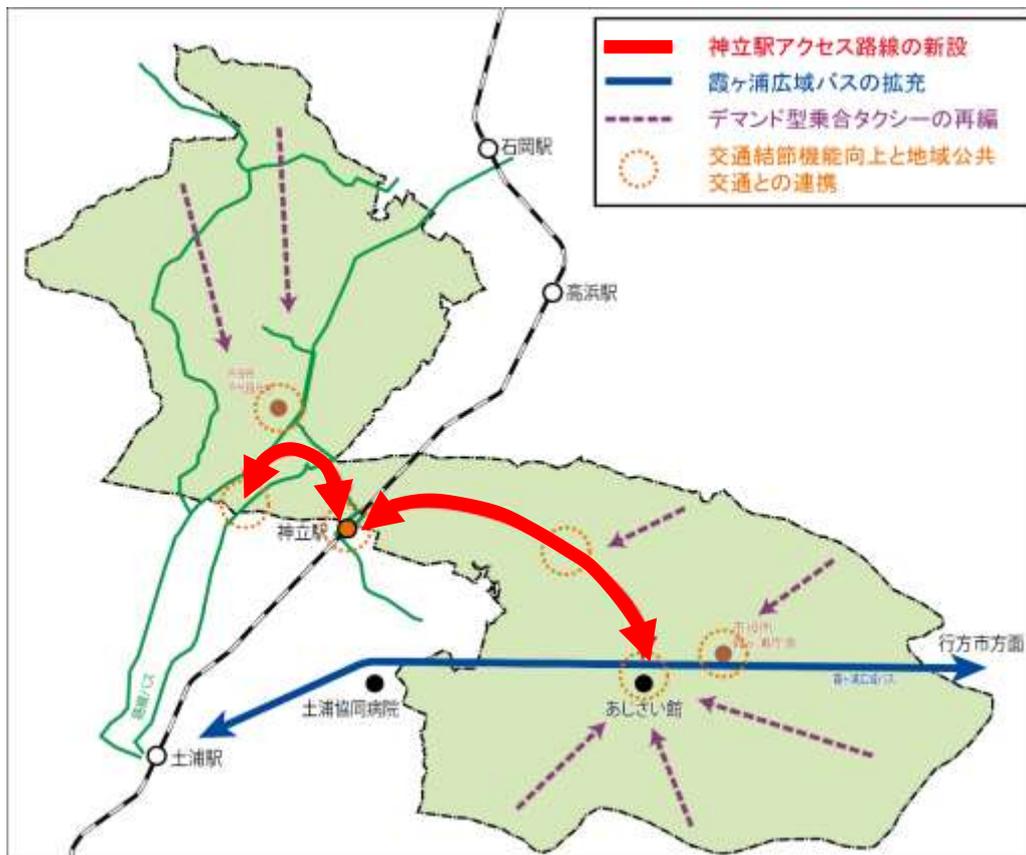
3. かすみがうら市地域公共交通網形成計画における重点プロジェクト

平成 27 年度に策定した網形成計画では、重点プロジェクトについて下記のように記載している。

早期に実現を図り、かすみがうら市の公共交通体系の根幹となるべき交通施策を重点プロジェクトとして、以下に示す 4 つを設定する。

なお、この 4 つの施策は、再編実施事業として位置づけ、平成 28 年度に具体的な事業計画を検討する。

- ✚ 本市の中心的な拠点である JR 神立駅へアクセスできるルートを新規導入する。
- ✚ 幹線・フィーダーの役割分担を明確にし、デマンド型乗合タクシーをはじめ公共交通全体の運行効率化を図る。
- ✚ 霞ヶ浦広域バスのさらなる運行改善について関係機関と協議調整する。
- ✚ 主要な交通結節点での待合環境を充実させる。



4. 本年度のスケジュール及び調査内容

月→	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(1) 地域公共交通再編事業の整理		■	■									
(2) 事業の内容・実施主体・実施期間等の検討			■	■	■							
(3) 事業費・調達方法等の検討					■	■	■					
(4) 事業効果の検討								■	■	■		
(5) 関係機関との協議・調整		■		■			■				■	
(6) 再編実施計画のとりまとめ・策定												■
(7) 地域公共交通会議の開催		■	■				■					■

(1) 地域公共交通再編事業の整理

平成 27 年度に策定する地域公共交通網形成計画（以下、形成計画）に位置づけた再編事業（重点プロジェクト）について、各施策の課題を把握・抽出し、実施に向けた基本的な整理を行う。

(2) 事業の内容・実施主体・実施期間等の検討

再編事業の具体的な事業内容、実施主体、実施期間等について検討する。

再編事業としては、下記の 4 つを想定している。

神立駅アクセス路線の新設	新たなバス路線の新設となるため、運行事業者を選定し、具体詳細な運行計画（ルート、バス停位置、時刻表、車両、運賃等）を立案する。
霞ヶ浦広域バスの拡充	再編事業の対象となる路線が隣接市（土浦市、行方市）まで運行しているため、当該市と連携をしつつ検討する。
デマンド型乗合タクシーの再編	既存事業の見直しとなるため、運行事業者及び利用者の合意形成を図りながら慎重に計画する必要がある。再編事業により、これまで直接アクセスできていた区間が、乗合タクシーとバスを乗り継ぐことになる可能性があるため、特に利用者に対しては、事業について丁寧に説明すると共に、乗り継ぎ利便性の向上策についてもあわせて検討する（乗り継ぎ利便性の向上策は、「二：交通結節機能向上と地域公共交通との連携」で検討）。

交通結節機能向上と地域公共交通との連携	上記3つの施策を有機的に結合し、事業の効率性や事業性、利用者にとっての利便性を向上するために必須な事業となるため、関係機関と十分に連携・調整のうえ検討する。
---------------------	--

(3) 事業費・調達方法等の検討

再編事業ごとの事業費を積み重ね、再編事業全体の総事業費を算出する。

また、総事業費における市及び運行事業者の負担額、事業実施に必要な補助金等の申請についても検討する。

(4) 事業効果の検討

形成計画に記載した目標値を踏まえ、再編事業ごとの事業効果を可能な限り定量的に算出する。なお、事業効果の指標としては、事業実施前後における利用者数、運賃収入、市民の外出回数、乗合タクシーの総走行台キロ、市の負担額などの変化が考えられる。再編事業実施前後の事業効果と全体事業費のバランスを鑑み、事業内容を検証する。

(5) 関係機関との協議・調整

上述のとおり、現在想定している再編事業には、路線バス事業者、デマンド型乗合タクシー運行事業者など複数の交通事業者のほか、霞ヶ浦広域バスが運行する土浦市及び行方市など、関係機関が多岐に渡る。再編事業を円滑に進めるためにも、これら関係機関との協議・調整を図る。

(6) 再編実施計画のとりまとめ・策定

上記を踏まえ、再編実施計画を取りまとめる。

(7) 地域公共交通会議の開催

再編実施計画の検討は、地域公共交通会議での協議を経て進めていく。会議は平成 28 年度に 4 回程度を予定する。

第 1 回 (5 月)	調査内容、スケジュール、再編事業の整理等
第 2 回 (6 月)	事業の内容・実施主体・実施期間等の方向性
第 3 回 (10 月)	事業費・調達方法等
第 4 回 (2 月)	事業効果、計画のとりまとめ

かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 かすみがうら市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画の作成に関する協議及び当該計画の実施に関することを行うため設置する。

(事務所の位置)

第2条 交通会議の事務所は、茨城県かすみがうら市上土田 461 番地かすみがうら市役所内に置く。

(協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1)本市の公共交通政策の策定及びその推進に関すること。
- (2)地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (3)市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (4)地域公共交通網形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (5)地域公共交通網形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (6)地域公共交通網形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (7)交通会議の運営方法、その他交通会議が必要と認めること。

(交通会議の構成員)

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し又は、任命する。

- (1)市長又はその指名する者
- (2)国及び県の関係行政機関
- (3)一般旅客自動車運送事業者
- (4)一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (5)一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6)市議会議長
- (7)市民又は公共交通の利用者の代表者
- (8)学識経験者
- (9)その他の交通会議が必要と認める者

2 交通会議に次の役員をおく

- (1)会長 1人
- (2)監査員 2人

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(監査員)

第6条 監査員は、委員の中から会長が指名し、協議会の会計監査を行う。

2 会計監査は、会計年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

3 監査員は、会計監査の結果を交通会議において報告しなければならない。

(交通会議の運営)

第7条 交通会議の会長は市長又はその指名する者とする。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故がある場合には、予め会長が指名する者がその職務を代理する。

4 交通会議は会長が招集し、会長が議長となる。

5 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 交通会議は公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

(幹事会)

第8条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営にあたって必要な事項を処理するため、幹事会をおくことができる。

2 幹事会は、第4条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聞くことができる。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、かすみがうら市市長公室政策経営課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をこれに充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第13条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを精算する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月 9日から施行する。

この要綱は、平成21年 5月15日から施行する。

この要綱は、平成21年 7月15日から施行する。

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成27年 4月 1日から適用する。

かすみがうら市地域公共交通会議構成員

該当	No.	団体名	役職名	氏名
第1号	1	かすみがうら市	市長	坪井 透
第2号	2	関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	飯塚 正芳
	3	関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	勝家 省司
	4	茨城県企画部企画課交通対策室	室長	埴 伸一
	5	茨城県土浦土木事務所	道路整備第二課長	飛田 貢
	6	茨城県土浦警察署	交通課長	木村 昇
	第3号	7	関鉄グリーンバス(株)	代表取締役
8		関鉄観光バス(株)	営業統括部長	渡邊 敏克
9		(有)千代田タクシー	代表取締役	染谷 雄一郎
10		(有)美並タクシー	代表取締役	臼井 忠
11		霞ヶ浦交通(株)	代表取締役	島田 豊
12		(有)まゆ観光	代表取締役	大橋 孝一
13		(有)神立観光	代表取締役	斉藤 日出夫
14		(有)鶴観光バス	代表取締役	鶴町 乙比古
第4号	15	(一社)茨城県バス協会	専務理事	澤島 政志
	16	(一社)茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	鬼澤 秀通
第5号	17	関東鉄道(株)労働組合	書記長	池田 正人
第6号	18	かすみがうら市議会	議長	藤井 裕一
第7号	19	かすみがうら市区長会	会長	井坂 勝美
	20	かすみがうら市老人クラブ連合会	会長	鈴木 和夫
	21	かすみがうら市PTA連絡協議会	会長	栗原 光広
	22	かすみがうら市商工会	会長	真藤 実男
	23	エンゼルハート会	理事長	古川 清
第8号	24	筑波大学大学院システム情報工学研究科	准教授	谷口 綾子
第9号	25	土浦市	都市整備部長	久保谷 秀明
	26	行方市	市長公室長	大久保 雅司
	27	かすみがうら市	市長公室長	木村 義雄
	28	かすみがうら市	総務部長	小松塚 隆雄
	29	かすみがうら市	保健福祉部長	金田 克彦
	30	かすみがうら市	土木部長	渡辺 泰二
	31	かすみがうら市	教育部長	飯田 泰寛